

大阪市規則第70号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和45年大阪市規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(引継職員)</p> <p>第7条 条例第7条第5項に規定する公務員等（以下「公務員等」という。）から引き続いて職員となつた者で市規則で定めるもの（以下「引継職員」という。）は、次の各号に掲げる者とし、当該引継職員の公務員等としての引き続いた在職期間で市規則で定める期間は、当該各号に定める期間のうち、常時勤務に服することを要する者としての期間とする。</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) 公務員等から学術的専門的知識又は技術を必要とする職に<u>就く</u>ため特に招へいされた者で引き続いて職員となつたものうち、給与条例第4条第1項第4号アに規定する医療職給料表(1)（以下「医療職給料表(1)」という。）の適用を受けるもの又は総務局長が認めるもの 公務員等の在職期間</p> <p>〔(3)～(5) 略〕</p> <p>(6) 府条例の適用を受ける校長又は教員（以下「府費負担の校長等」という。）か</p>	<p>(引継職員)</p> <p>第7条 〔同左〕</p> <p>〔(1) 同左〕</p> <p>(2) 公務員等から学術的専門的知識又は技術を必要とする職に<u>つく</u>ため特に招へいされた者で引き続いて職員となつたものうち、給与条例第4条第1項第4号アに規定する医療職給料表(1)（以下「医療職給料表(1)」という。）の適用を受けるもの又は総務局長が認めるもの 公務員等の在職期間</p> <p>〔(3)～(5) 同左〕</p> <p>(6) 府条例の適用を受ける校長又は教員（以下「府費負担の校長等」という。）か</p>

ら引き続いて職員となつた者のうち、総務局長が定めるもの 府費負担の校長等としての在職期間及びそれに接続する期間で府退職手当条例の定めるところにより府費負担の校長等としての在職期間とみなされたもの

[(7)~(9) 略]

[2・3 略]

(失業者の退職手当)

第10条の2 [略]

[2・3 略]

4 条例第10条第4項に規定する市規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

[(1) 略]

(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者（条例第10条第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受ける資格を有する者をいう。以下同じ。）が同条第8項第4号に掲げる退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4第1項に規定する就業促進定着手当を除く。）に相当するものの支給を受けたもの

[(3) 略]

[5~8 略]

ら引き続いて職員となつた者 府費負担の校長等としての在職期間及びそれに接続する期間で府退職手当条例の定めるところにより府費負担の校長等としての在職期間とみなされたもの

[(7)~(9) 同左]

[2・3 同左]

(失業者の退職手当)

第10条の2 [同左]

[2・3 同左]

4 [同左]

[(1) 同左]

(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者（条例第10条第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受ける資格を有する者をいう。以下同じ。）が同条第8項第4号に掲げる退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当するもの又は同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4第1項に規定する就業促進定着手当を除く。）に相当するものの支給を受けたもの

[(3) 同左]

[5~8 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。